

平成21年度

熊本における
労働衛生の現状

熊 本 労 働 局
熊本産業保健推進センター

I·n·d·e·x

熊本県における労働衛生の現状

はじめに

1	職業性疾病	2
	職業性疾病の状況	2
	熱中症による死亡災害等の発生状況	4
2	定期健康診断の結果	6
3	特殊健康診断の結果	8
4	衛生管理者および産業医の選任状況	9
5	健康保持増進対策	10
6	こころの健康対策	11
7	熊本産業保健推進センター及び 各地域産業保健センターの活用	12
8	快適職場づくり	13
9	参考資料	14
	①脳・心臓疾患（過労死等）事案の労災補償状況	14
	②精神障害等の労災補償状況	15
	③熊本県内自殺者の推移	16
	④深夜業従事者の自発的健康診断利用者数	16
	⑤労災保険による健康診断二次健診受診者数の推移	17
	⑥小規模事業場産業保健活動支援事業 （産業医共同選任事業）	17
	⑦地域産業保健センター	18
	⑧労働者健康保持増進サービス機関（THP）	18
	⑨作業環境測定機関	18
10	ご案内	19
	①熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度の お知らせ	19
	②石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の 施行等について	20
	③熊本産業保健推進センターのご案内	22
	④自発的健康診断受診支援助成金のご案内	23
	⑤「メンタルヘルス対策支援センター」の利用案内	24

はじめに

昨年9月の米国大手証券会社の経営破綻を皮切りに、100年に1度と言われる世界的金融経済危機が発生する中、多くの「派遣切り」が行われ、失業率が大幅に増加するなど、かつてない雇用状況にあります。今年4月にはメキシコを中心に新型インフルエンザA/H1N1型（豚インフルエンザ）が猛威を振るい、生活そのものが重大な危機にさらされています。

昨年の全国の自殺者は32,552人となり、8年連続3万人台で推移しています。一方、県内で働く人の自殺者数は、平成17年の141人をピークに、漸次減少傾向にありますが、未だに100人台で推移しています。

こうした状況の中、最重点として取り組まなければならない課題として過重労働による脳・心臓疾患があります。昨年4月から、あらゆる事業場において長時間労働者に対し医師による面接指導の実施が義務づけられましたが、特に中小企業での立ち遅れが見られることから、企業及び事業者のトップによるメンタルヘルスケアの積極的な推進が望まれるところであり、本年度より熊本産業保健推進センターを中心にメンタルヘルス支援事業が開始されることとなりました。

さらに、建築物の解体作業を中心とした石綿作業従事者の健康障害防止対策については、今後も老朽化による解体工事の増加が懸念されることから、その防止対策の徹底が求められています。また、第7次粉じん障害防止対策に基づくすい道建設工事、アーク溶接及び金属研磨等の作業に係る粉じん障害防止対策の徹底に加え、振動障害防止対策として、1日8時間の等価振動加速度実行値（日振動ばく露量A(8)）の考え方に基づく新たな対策が推進されることになりました。

今年7月にはWBGT（湿球黒球温度）の活用を含めた熱中症の予防対策が示されるなど、快適職場環境のさらなる実現に向け、トップの決断による積極的な衛生管理活動が求められるところです。

本書に掲載した資料は、熊本県内における労働衛生の現状の一部にしか過ぎませんが、産業保健関係者の皆様に広くご活用いただければ幸いです。

平成21年8月 熊本労働局労働基準部安全衛生課

1 職業性疾病

職業性疾病の状況

職業性疾病とは、業務に起因してり患（「病気にかかる」こと。）する疾病です。例えば、災害性の腰痛、負傷による疾病、有害物ばく露による中毒、異物侵入による眼疾患、騒音による難聴、暑熱な場所における熱中症、振動工具による振動病、酸素濃度の低い場所での業務による酸欠症、空気中に含まれる非生物体の固体粒子（粉じん）を吸入することによって生じるじん肺症などがあります。

平成20年中に熊本県内で発生した業務上疾病件数は86件で前年と同数でした。疾病の内訳では、腰痛症（負傷に起因する腰痛及び負傷によらない腰痛の合計数）が46件で53.5%を占めて最も多く、次いで病原体疾病の8件（9.3%）となっています。

じん肺・じん肺合併症は、5件（5.8%）となっています。

今後は、平成20年3月に策定された第7次粉じん障害防止対策に基づき、すい道建設工事やアーク溶接作業、金属の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策の徹底が望まれます。

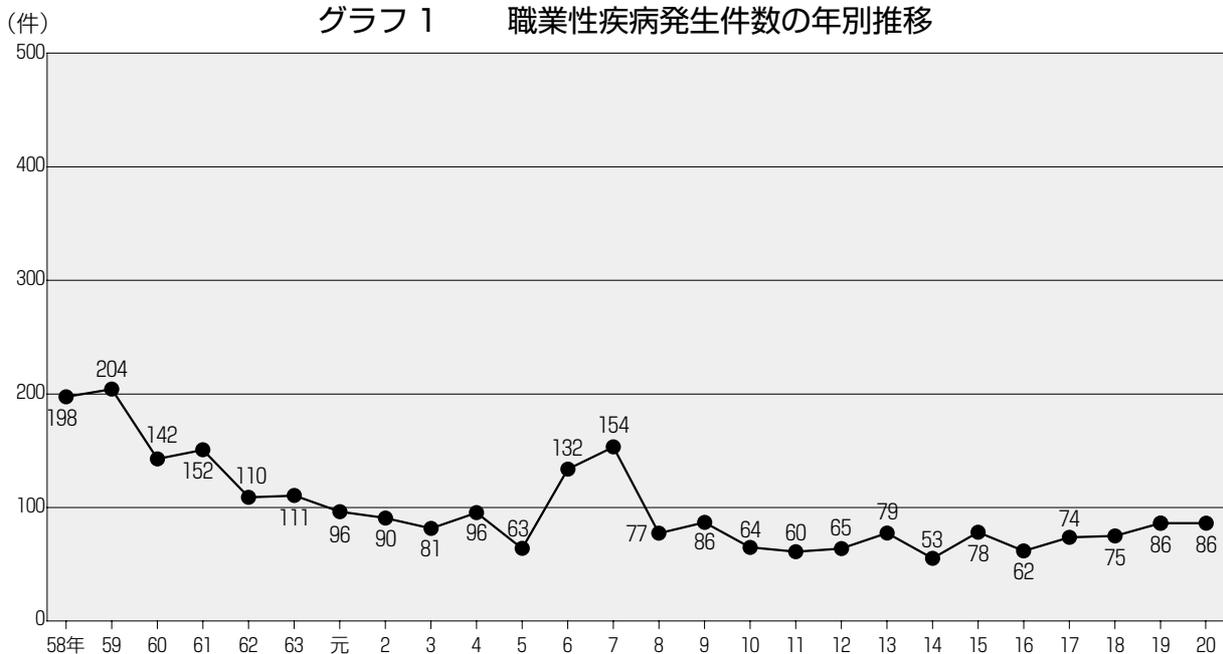
特にトンネル等建設工事については、粉じん対策のより一層の充実を図るため電動ファン付き呼吸用保護具の使用など「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく徹底した対策が必要です。

また、腰痛症は全業種にわたって発生しており、「職場における腰痛予防対策指針」に基づき確かな作業管理、運動指導等の徹底が望まれます。

表 1

	58年	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
職業性疾病	198	204	142	152	110	111	96	90	81	96	63	132	154	77	86	64	60	65	79	53	78	62	74	75	86	86

グラフ 1 職業性疾病発生件数の年別推移

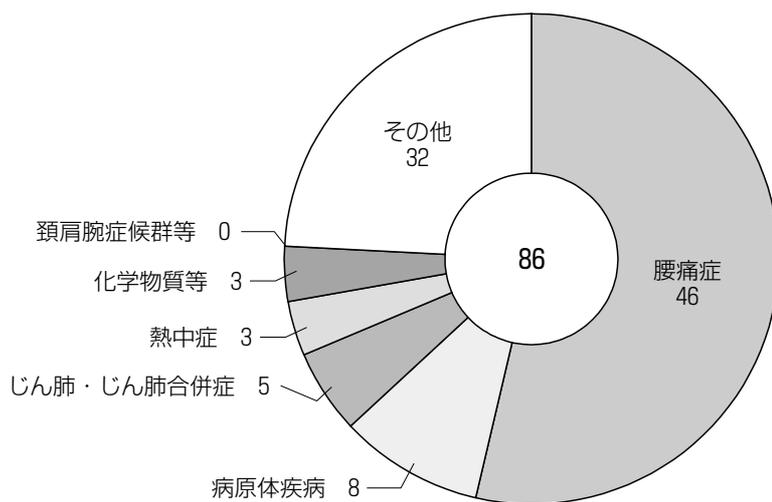


※ 疾病件数は毎年1月1日から12月31日までに発生した疾病で、翌年3月31日までに把握したものである（休業4日以上の労働者死傷病報告による）。

表2 職業性疾病発生状況

	腰痛症	熱中症	化学物質等	病原体疾病	頸肩腕症候群等	じん肺・じん肺合併症	その他	計
平成17年	30	4	3	4	0	7	24	72
平成18年	38	8	1	1	2	19	6	75
平成19年	37	7	4	2	3	30	3	86
平成20年	46	3	3	8	0	5	21	86

グラフ2 平成20年職業性疾病発生状況

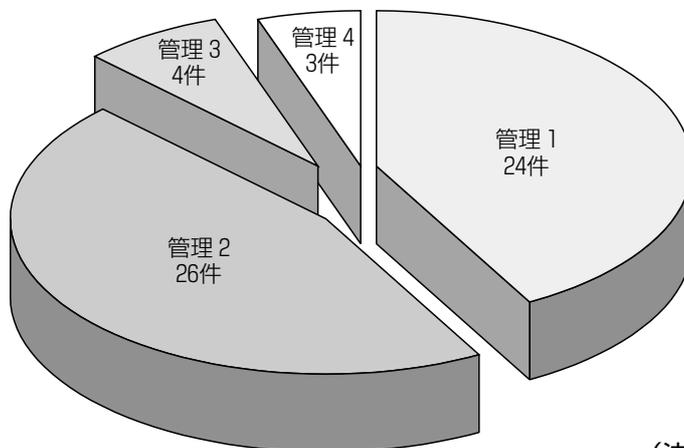


資料：労働者死傷病報告による

表3 じん肺管理区分決定状況

	管理区分決定件数	管理1	有所見者の内訳			有所見者の合計
			管理2	管理3	管理4	
平成17年	74	31	25	11	7	43
平成18年	168	85	49	21	13	83
平成19年	78	37	26	8	7	41
平成20年	57	24	26	4	3	33

グラフ3 じん肺管理区分決定状況 (平成20年)



(決定件数：57件)

熱中症による死亡災害等の発生状況（熊本県）

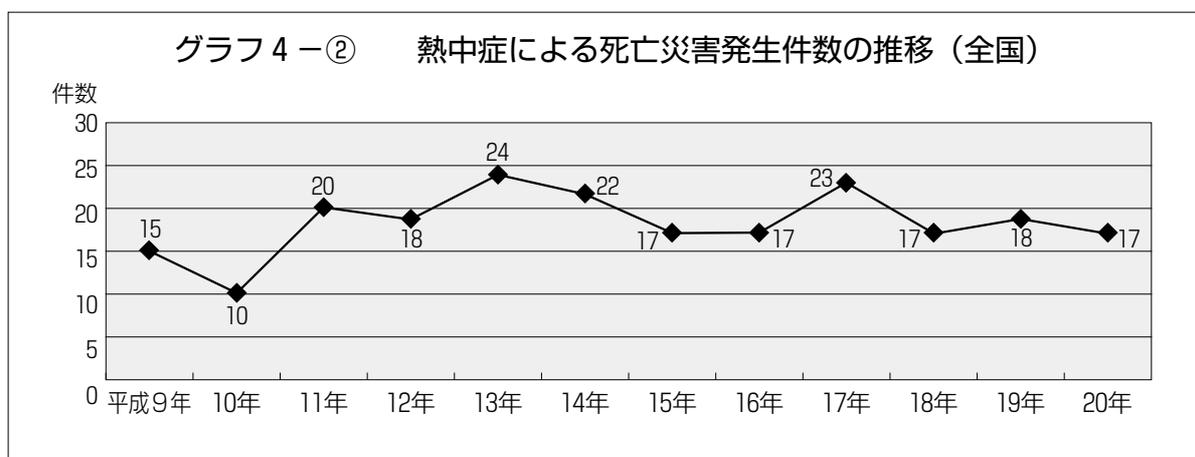
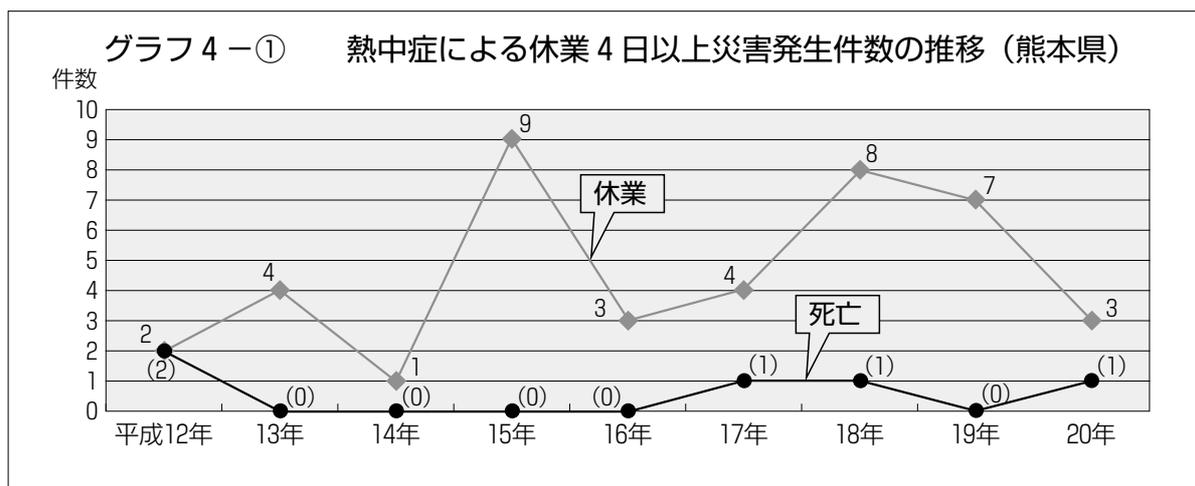
熱中症は、暑熱環境下で体温調節機能が空回りして脱水症状となり、高体温となる症状をいいます。放っておくと体温が40度を超えて意識がなくなり、生命が危険にさらされるおそれがありますので、予防法や応急処置を知っておくことが大切です。

熱中症による死亡災害は全国で毎年20件前後発生し、平成20年は17名の死亡災害が発生しています。熊本県下においては、平成11年から20年の10年間で、熱中症による休業4日以上の災害は42件発生しており、そのうち平成11年、17年、18年及び20年にそれぞれ1名、平成12年に2名の方が死亡しています。災害は、梅雨明けからお盆頃にかけての午後2時頃から4時頃に多く発生し、業種では建設業に多く発生しています。

表4-① 熱中症による休業4日以上災害発生件数の推移（熊本県）

年（平成）	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	合計
発生件数	2(2)	4	1	9	3	4(1)	8(1)	7	3(1)	41(5)

()は内数で死亡



グラフ4-③ 熊本県内の熱中症の発生状況

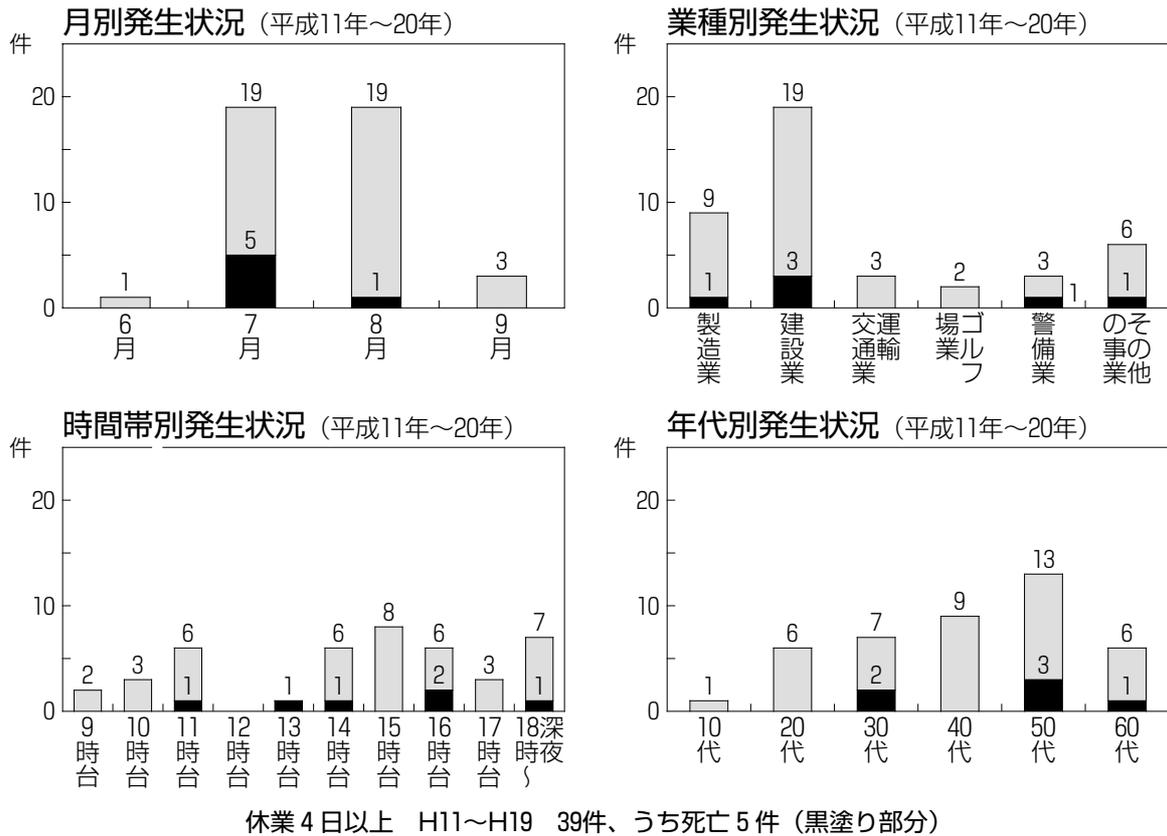
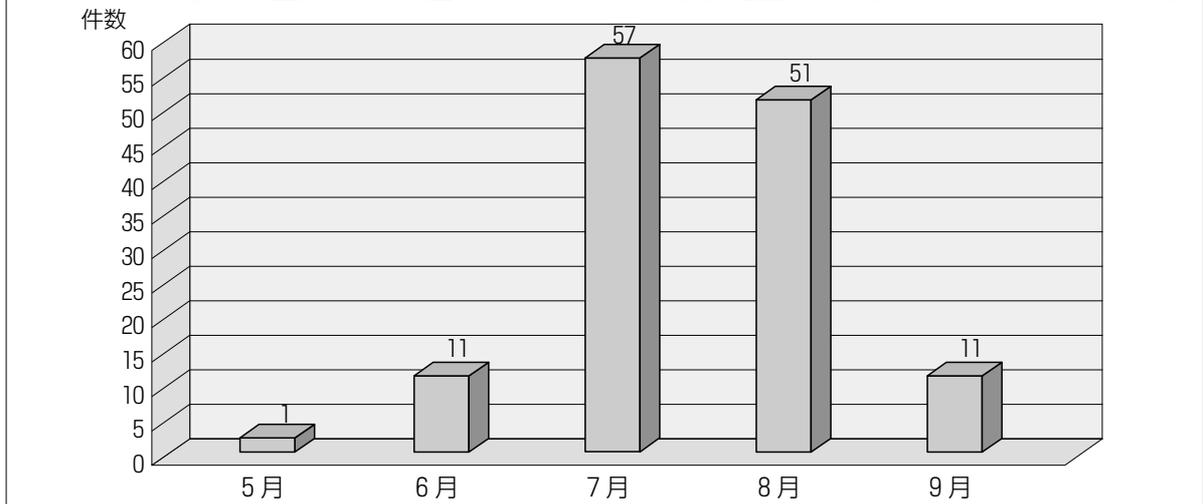


表4-② 全国の熱中症による死亡災害月別発生状況

月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成14年	0	0	10	12	0	22
平成15年	0	2	4	8	3	17
平成16年	0	1	12	3	1	17
平成17年	1	3	8	6	5	23
平成18年	0	1	8	8	0	17
平成19年	0	2	3	11	2	18
平成20年	0	2	12	3	0	17
計	1	11	57	51	11	131

グラフ4-④ 全国の熱中症による死亡災害月別発生状況 (平成14年～同20年 計)



2 定期健康診断の結果

平成19年の熊本県における定期健康診断結果報告によると、有所見率が53.64%と5年連続5割を超え、平成11年以降連続して全国平均を上回る状況が続いています。項目別検査では、血中脂質、肝機能の順に多く、血圧、血糖等のいわゆる「生活習慣病」に関連した有所見率が年々増加する傾向を示しています。また、健康診断の結果何らかの所見があった労働者については、医師の意見を聴き、それに基づき必要があると認めるときは、就業場所の変更や作業環境測定の実施等「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（H8.10.1指針、公示第6号H18.3.31一部改正）により、当該労働者の健康管理を適切に行うことが必要です。

なお、健康診断に要した費用の一部が助成金として労働者に支給される自発的健康診断（深夜業に従事する労働者が健康に不安を感じ、次回の定期健康診断を待てない場合に、自ら健康診断を受診すること。）や定期健康診断において、脳・心臓疾患に関する4項目（血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲・BMIの測定）のすべての検査項目について異常の所見があると診断された場合および産業医等が異常の所見が認められると診断した場合は、労災保険制度により健康診断を受診できる二次健康診断等給付制度が設けられています。

表5 定期健康診断業種別実施状況及び有所見率（平成20年）

区分 業種	健康診断 事業場数	受診者 数	有所見 者数	有所見率 熊本県 (全国)	検査項目別有所見者内訳					
					胸部 X線	血圧	肝機能	血中 脂質	血糖	心電図
製造業	401	60,814	33,187	54.57%	2,273	9,101	8,857	15,527	5,149	4,634 (人)
				(24.93%)	4.12	14.97	18.16	31.98	10.62	11.54 (%)
建設業	31	2,430	1,638	67.41%	110	488	625	878	404	252 (人)
				(38.89%)	4.60	20.08	27.36	39.04	17.69	12.19 (%)
運輸交通業	86	7,856	4,890	62.25%	518	1,916	1,679	2,596	1,080	780 (人)
				(46.12%)	6.94	24.39	26.01	40.30	17.09	13.01 (%)
貨物取扱業	5	341	215	63.05%	18	58	82	106	33	22 (人)
				(31.88%)	5.28	17.01	24.05	31.09	9.68	7.80 (%)
商業	173	13,259	6,497	49.00%	504	1,946	1,564	3,108	1,126	826 (人)
				(38.85%)	3.92	14.70	15.69	31.25	11.41	9.27 (%)
保健衛生業	311	38,125	17,694	46.41%	1,404	3,150	3,958	8,505	2,437	2,574 (人)
				(40.84%)	4.10	8.27	11.69	25.31	7.38	10.28 (%)
上記以外の事業	288	33,598	19,778	58.87%	1,731	5,596	6,114	10,487	3,788	3,535 (人)
				(51.77%)	5.28	16.66	20.49	35.09	12.83	13.68 (%)
全産業計	1,295	156,423	83,899	53.64%	6,558	22,255	22,879	41,207	14,017	12,623 (人)
				(51.28%)	4.51	14.23	17.40	31.45	10.79	11.66 (%)

※①有所見率の（ ）内は、平成20年の全国平均である。

②検査項目別有所見者内訳欄の有所見率（%）は、当該有所見者数を実施者数で除して算出したものである。

表6 定期健康診断有所見率の推移 全業種 総合

	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
熊本	36.24	37.36	37.90	44.30	45.67	48.71	48.49	48.21	50.23	50.09	52.58	53.00	53.64
全国	38.00	39.54	41.19	42.89	44.52	46.15	46.69	47.29	47.63	48.39	49.12	49.90	51.28

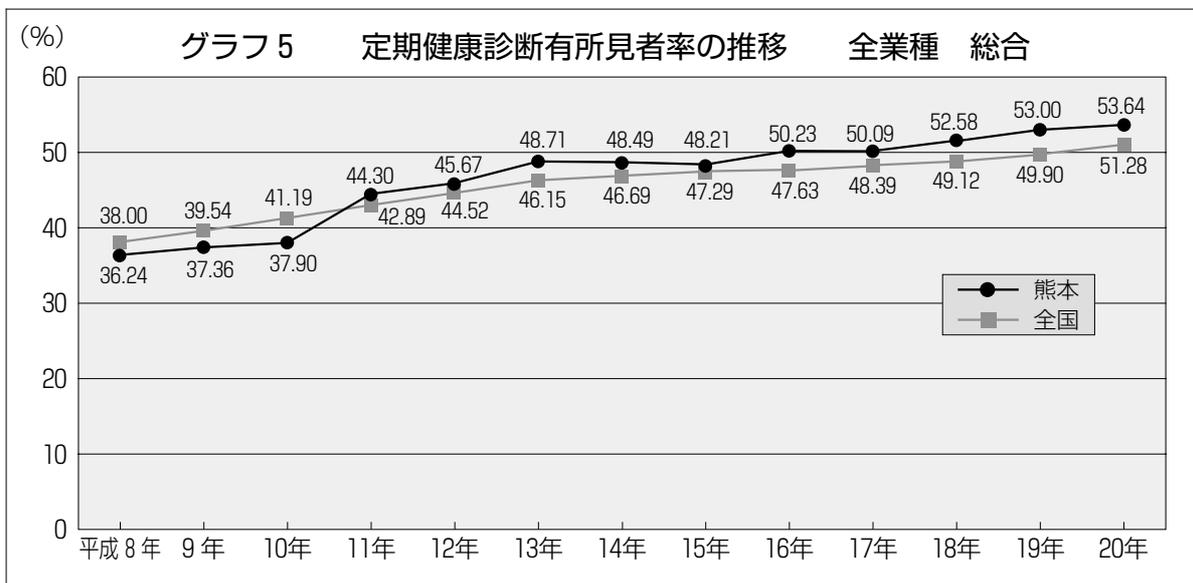
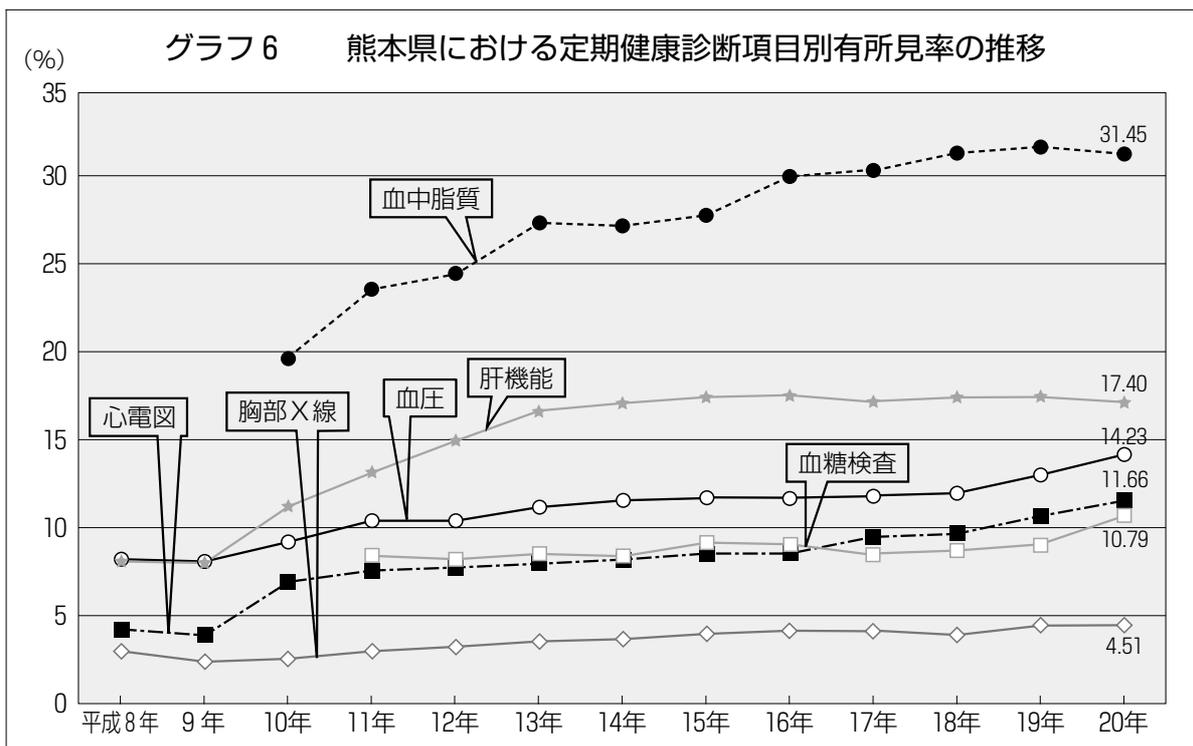


表7 熊本県における定期健康診断項目別有所見率の推移

	平成8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
胸部X線	2.98	2.34	2.57	2.98	3.20	3.52	3.63	3.97	4.27	4.23	3.91	4.53	4.51
血圧	8.23	8.00	9.15	10.32	10.35	11.12	11.54	11.72	11.62	11.85	12.16	13.05	14.23
肝機能	8.04	7.93	11.18	13.19	14.92	16.66	17.08	17.43	17.52	17.12	17.73	17.75	17.40
血中脂質			19.67	23.62	24.51	27.37	27.19	27.99	29.96	30.28	31.61	31.85	31.45
血糖検査				8.42	8.16	8.47	8.37	9.26	9.03	8.42	8.90	9.03	10.79
心電図	4.14	3.84	6.88	7.43	7.65	7.97	8.24	8.47	8.57	9.40	9.91	10.77	11.66



3 特殊健康診断の結果

特殊健康診断結果では、騒音作業場（19.68%）、有機溶剤業務（12.54%）、電離放射線作業（10.72%）、VDT作業（6.88%）の順で有所見率が高く、適正な事後措置の実施とともに、作業環境改善、保護具の着用等予防対策の徹底を図る必要があります。

さらに、金属製品・一般機械器具製造業等におけるアーク溶接作業によるじん肺症の予防対策として、局所排気装置・プッシュプル型換気装置などの作業環境改善、電動ファン付呼吸用保護具等の有効な呼吸用保護具を使用するなどの作業管理および健康診断の完全実施など健康管理の徹底を図る必要があります。

表 8 特殊健康診断実施状況（平成20年）

対象作業等		区 分	実 施 場 数	受 診 者 数	有 所 見 者	有 所 見 率	
特 殊 健 康 診 断	法 定 の	有 機 溶 剤	339	7,312	917	12.54% (5.99%)	
		鉛	32	501	32	6.39% (1.72%)	
	特 殊 健 康 診 断	電 離 放 射 線	172	2,061	221	10.72% (6.11%)	
		特 定 化 学 物 質 等	82	2,512	25	1.00% (1.18%)	
		じ ん 肺	製 造 業	103	1,445	19	0.76% (1.80%)
			他の金属製品製造	91	1,353	11	0.81% (1.78%)
			機械器具製造	32	316	4	1.27% (2.85%)
			機 械 器 具 製 造	18	101	1	0.99% (2.13%)
			造 船 業	16	779	4	0.51% (3.12%)
			車 製 造	1	2	0	0% (1.37%)
	鋳 業	9	75	0	0% (4.66%)		
建 設 業	2	16	0	0% (1.54%)			
行 特 政 指 導 に 健 よ る 診	紫 外 線 ・ 赤 外 線	9	248	17	6.85% (2.31%)		
	騒 音 作 業	25	3,084	607	19.68% (16.43%)		
	振 動	16	203	10	4.93% (5.79%)		
	V D T 作 業	22	3,283	226	6.88% (6.18%)		

※①有所見率の（ ）は、平成20年の全国平均である。

②じん肺欄には、随時申請（じん肺法第15条）は含まれていない。

③じん肺健康診断の実施事業場数等は、粉じん作業を有する主な業種のみを記載したもので、表中の各業種の実施事業場数を合計したものとじん肺（合計）欄の実施事業場数とは一致しない。

4 衛生管理者および産業医の選任状況

平成20年の選任率は、衛生管理者が全産業平均で81.4%、同じく産業医は87.0%と、衛生管理者、産業医共に選任率が昨年に比べ10%近く上昇する結果となりました。

衛生管理者では、商業の選任率が58.8%と最も低く、次いで接客娯楽業の67.7%となっており、産業医では、商業の選任率が79.1%と最も低く、次いでその他の事業の80.7%という状況です。

表9 産業医及び衛生管理者選任状況（平成20年）

業種	区分 要選任事業場 (規模50人以上)	衛生管理者		産業医	
		選任事業場	選任率	選任事業場	選任率
製造業	403	369	91.6%	380	94.3%
建設業	35	32	91.4%	30	85.7%
運輸・貨物取扱業	110	82	74.5%	89	80.9%
商業	187	110	58.8%	148	79.1%
金融・広告業	49	44	89.8%	41	83.7%
保健衛生業	330	299	90.6%	300	90.9%
接客娯楽業	65	44	67.7%	53	81.5%
その他の事業	233	170	73.0%	188	80.7%
全産業計	1,412	1,150	81.4%	1,229	87.0%

衛生管理者および産業医の選任状況は、20年に入って、はじめて全国平均を上回る結果となりました。

働く人の健康を確保するためには、まず事業場における衛生管理体制の確立が重要です。衛生管理者および産業医の選任率の今後のさらなる向上が期待されます。

表10 衛生管理者選任状況 全業種 (%)

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
熊本	67.7	66.9	69.5	71.7	72.9	81.4
全国	68.0	71.0	73.2	75.9	78.2	81.0

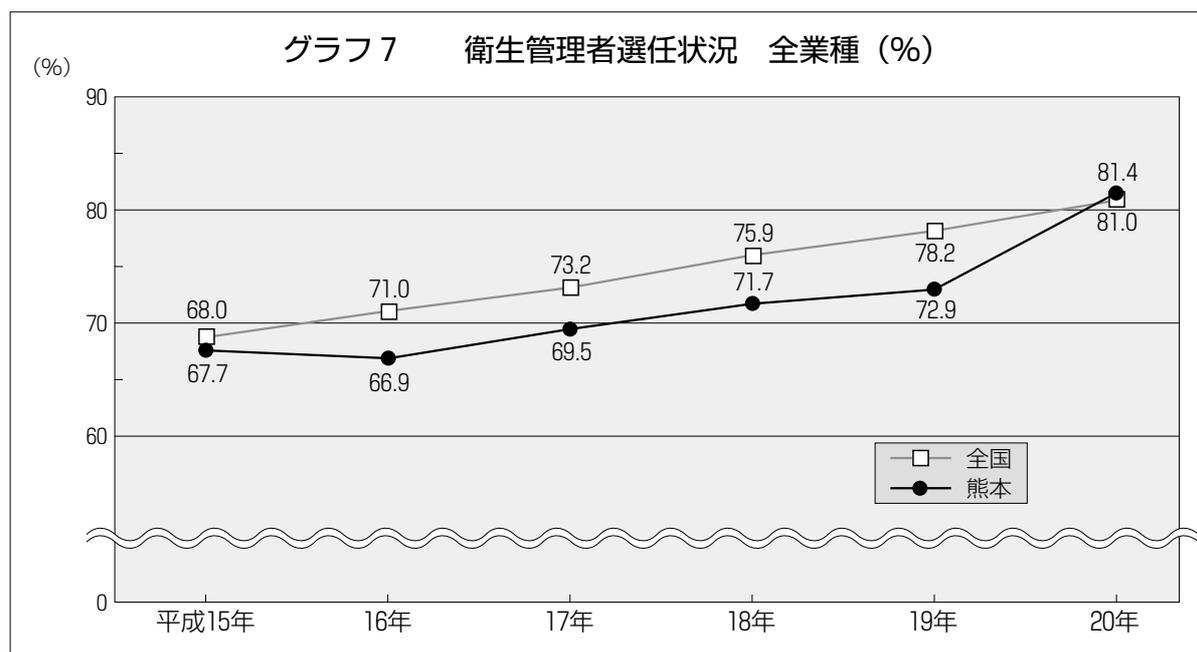
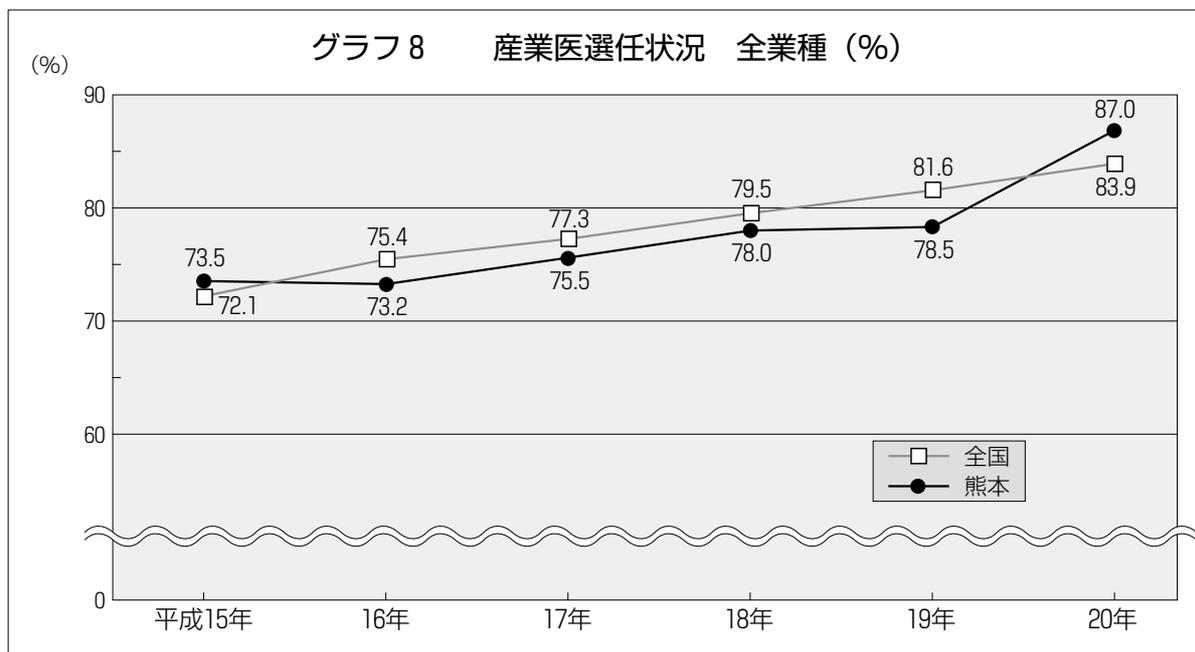


表11 産業医選任状況 全業種 (%)

	平成15年	16年	17年	18年	19年	20年
熊本	73.5	73.2	75.5	78.0	78.5	87.0
全国	72.1	75.4	77.3	79.5	81.6	83.9



5 健康保持増進対策

生活習慣病の有所見者が増加するなかで、労働者の健康の保持増進を図るため、健康測定（健康診断とは異なり、異常を測定するものではなく健康の度合いを測定するもの）を行い、その結果にもとづいて、健康指導、運動指導、栄養指導等を行う「心とからだの健康づくり（THP）」が推進されています。県内ではTHPサービス機関（認定された医療機関等）が5機関あり、従業員300人以下の事業場に対して、職場に合わせた健康づくりメニューを無料で提案する「THPデモンストレーション事業」を行っています。

※THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）サービス機関についてはP20の資料⑧を参照。

6 こころの健康対策

熊本労働局では、平成17年7月1日から、労働者とその家族、経営者、労務担当者等の「心の病」の相談に専門スタッフが無料で応じる「熊本産業保健こころのアドバイザー制度」を創設しています。（「**10**ご案内①」に詳細を載せています。）

平成17年7月から20年3月までの相談実績（累計件数）は、17年度（7月～3月）28件、18年度19件、19年度16件、20年度18件の合計81件となっており、男女別内訳では男性51件、女性30件となっています。また、81件のうち経験年数10年以上が33件と最も多くなっています。

表12 「熊本産業保健こころのアドバイザー制度」相談状況

年 度	17 年 度 (7月～3月)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	合 計
件 数 (累計)	28	19	16	18	81

「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」相談結果 集計表 (17年7月～21年3月)

累 計 (件)	性別		年 代							仕 事 の 内 容							経 験 年 数							地 位							変 調 の き っ か け					
	男	女	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	③	④	⑤	⑥				
81	51	30	16	32	25	5	2	1	22	6	14	20	19	11	16	7	33	14	32	10	10	2	2	9	16	3	2	15	26	5	38					

(備 考)

年 代	①～19歳 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳 ⑤50～59歳 ⑥60～69歳 ⑦不明
仕 事 の 内 容	①事務系 ②営業系 ③現場作業 ④その他 ⑤不明
経 験 年 数	①1年未満 ②1年以上～5年未満 ③5年以上～10年未満 ④10年以上 ⑤不明
地 位	①一般社員 ②班長（職長） ③係長クラス ④課長クラス ⑤部長クラス以上 ⑥パート・アルバイト ⑦不明
変 調 の き っ か け	①昇進 ②降格 ③同僚との人間関係 ④部下・上司との人間関係 ⑤転勤 ⑥不明

(「仕事の内容」及び「変調のきっかけ」については複数回答あり。)

7 熊本産業保健推進センター及び各地域産業保健センターの活用

労働者健康福祉機構熊本産業保健推進センターは、労働者の健康を確保し快適職場の推進を図るために、労働衛生分野における産業保健相談員を配置し、専門的な相談等に対応したり産業保健に関する専門的研修を実施するほか、研修用機器・作業環境測定機器・産業保健に関する図書及びビデオの閲覧並びに貸出しを行っていますので、関係者の積極的な活用が望まれます。

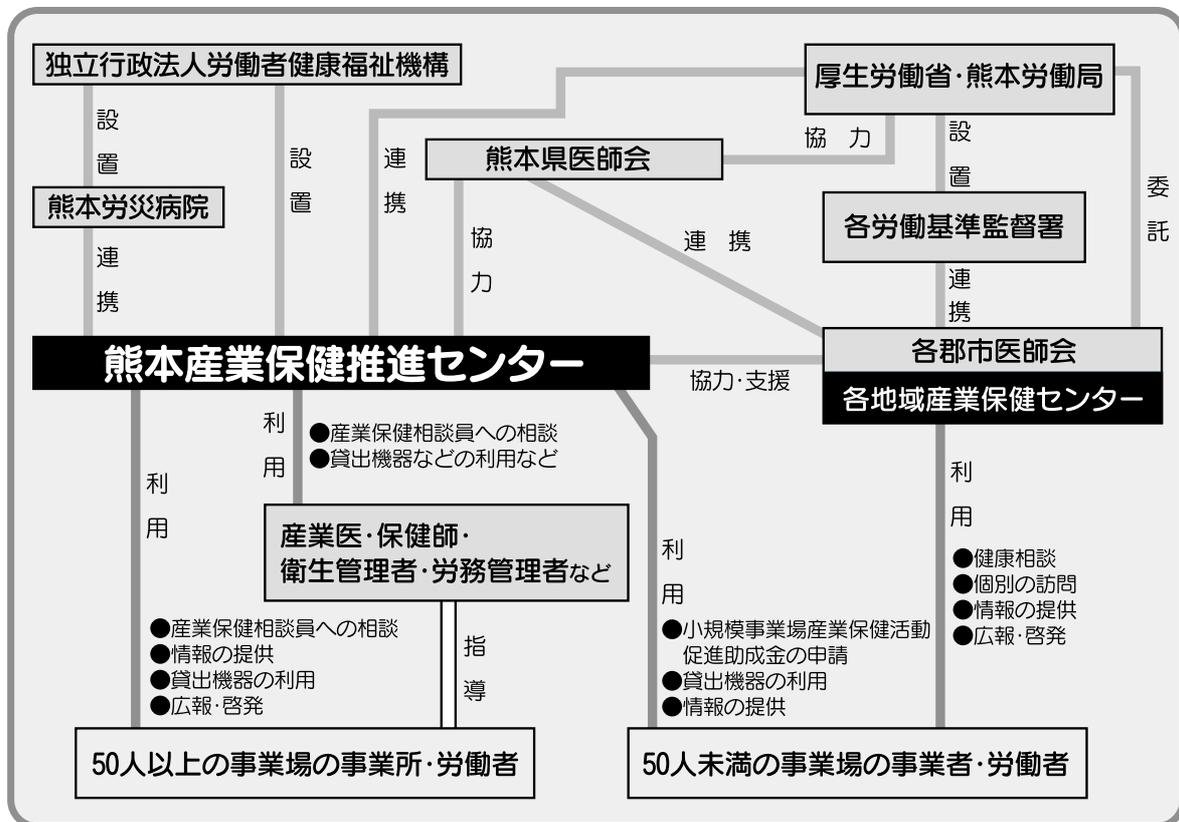
労働者数50人未満の事業場及び労働者を対象として産業保健サービスを提供する「地域産業保健センター」（熊本労働局と各都市医師会が委託契約を結び県下7箇所に設置）については、産業医の法的選任義務のない労働者50人未満の事業場並びにそこで働く労働者に対する産業保健サービスを提供するために設置された機関です。センターでは、健康相談窓口の開設、個別訪問指導等産業医の持つ専門的知識や技術を最大限活用することにより産業保健活動の活性化を図るとともに、各種資料の閲覧や提供を行っており、中小規模事業場の積極的な利用が望まれます。

また、相談者の利用しやすい夜間休日等において健康相談窓口を開設する「拡充センター」が熊本地域産業保健センターに設置されており、併せて積極的な活用が期待されています。

資料：深夜業従事者の自発的健康診断利用者数 資料④

小規模事業場産業保健活動支援事業（産業医共同選任事業） 資料⑥

地域産業保健センター 資料⑦

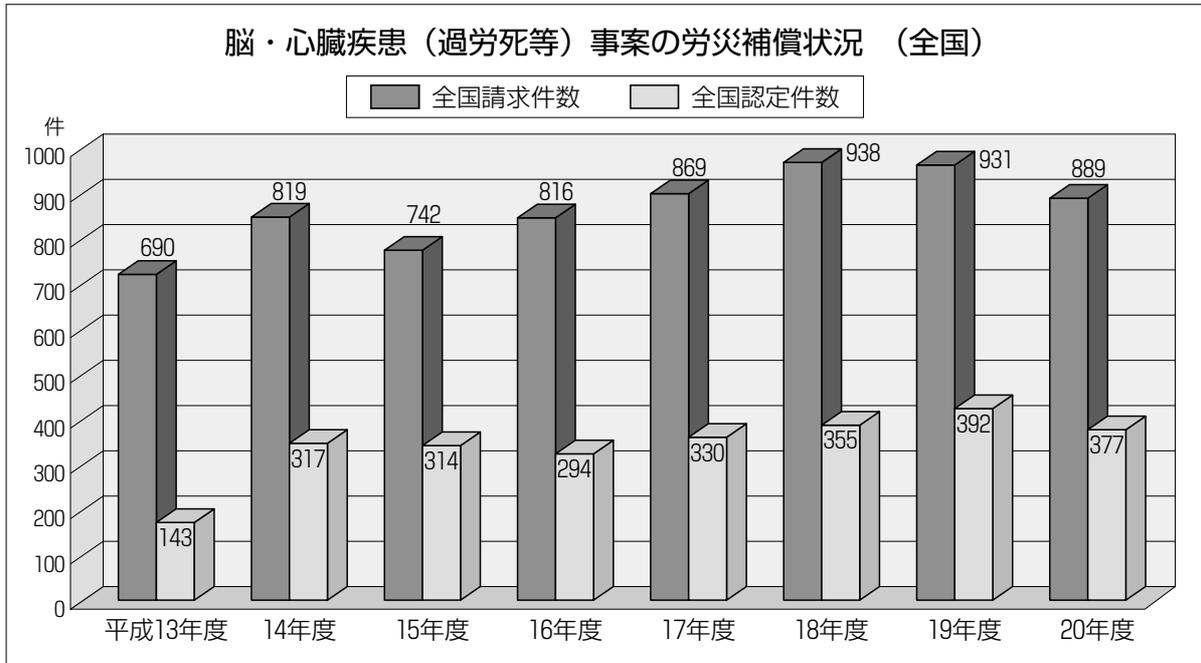


9 参考資料

資料①

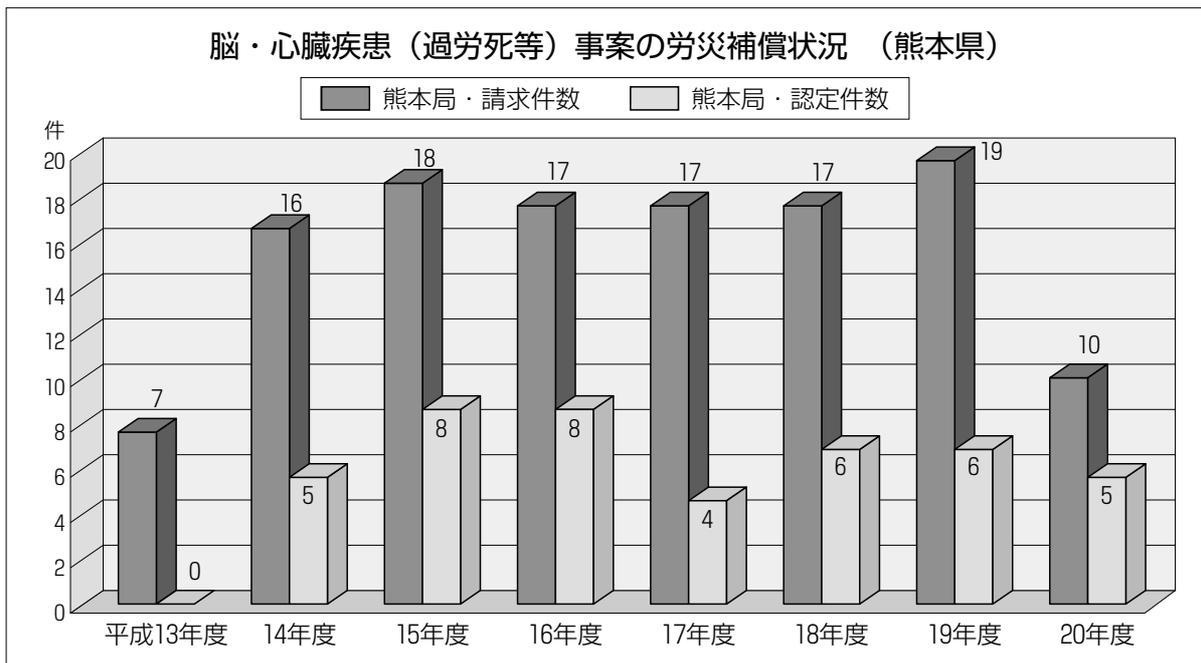
脳・心臓疾患（過労死等）事案の労災補償状況（全国）

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
全国請求件数	690	819	742	816	869	938	931	889
全国認定件数	143	317	314	294	330	355	392	377



脳・心臓疾患（過労死等）事案の労災補償状況（熊本県）

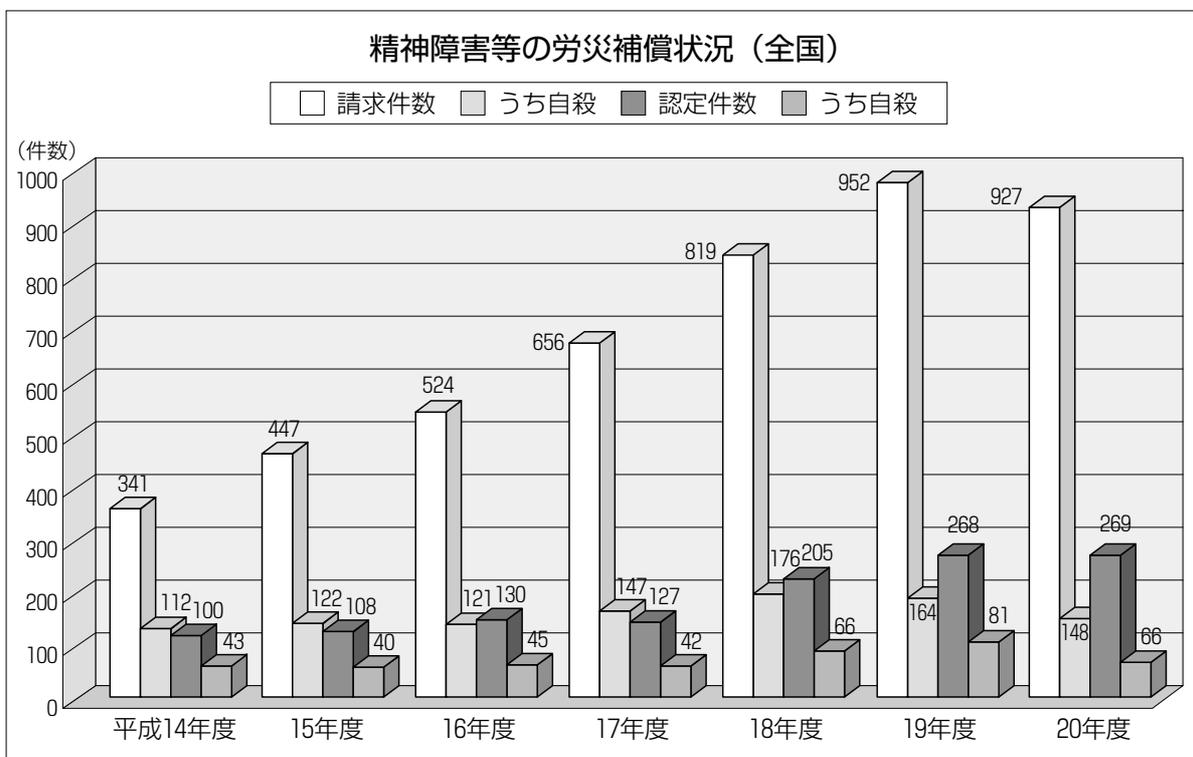
	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
熊本局・請求件数	7	16	18	17	17	17	19	10
熊本局・認定件数	0	5	8	8	4	6	6	5



資料②

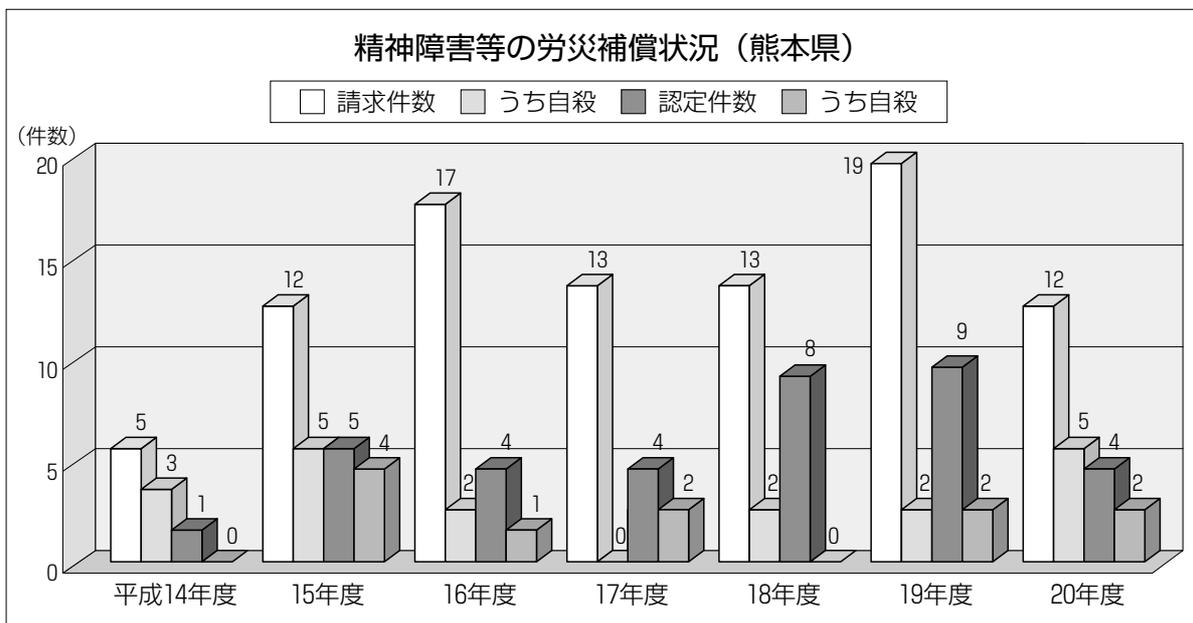
精神障害等の労災補償状況（全国）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
請求件数	341	447	524	656	819	952	927
うち自殺	112	122	121	147	176	164	148
認定件数	100	108	130	127	205	268	269
うち自殺	43	40	45	42	66	81	66



精神障害等の労災補償状況（熊本県）

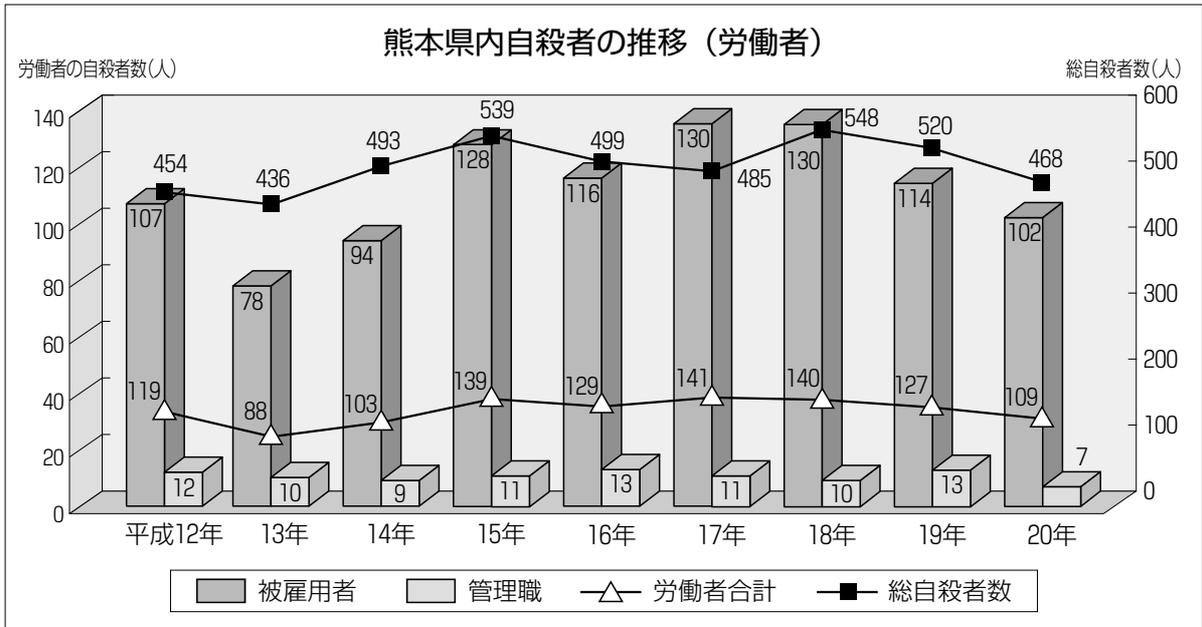
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
請求件数	5	12	17	13	13	19	12
うち自殺	3	5	2	0	2	2	5
認定件数	1	5	4	4	8	9	4
うち自殺	0	4	1	2	0	2	2



資料③

熊本県内自殺者の推移（労働者）

	平成12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
被 雇 用 者	107	78	94	128	116	130	130	114	102
管 理 職	12	10	9	11	13	11	10	13	7
労 働 者 合 計	119	88	103	139	129	141	140	127	109
総 自 殺 者 数	454	436	493	539	499	485	548	520	468
総自殺者数に占める労働者の割合	26.2%	20.2%	20.9%	25.8%	25.9%	29.1%	25.5%	24.4%	23.3%

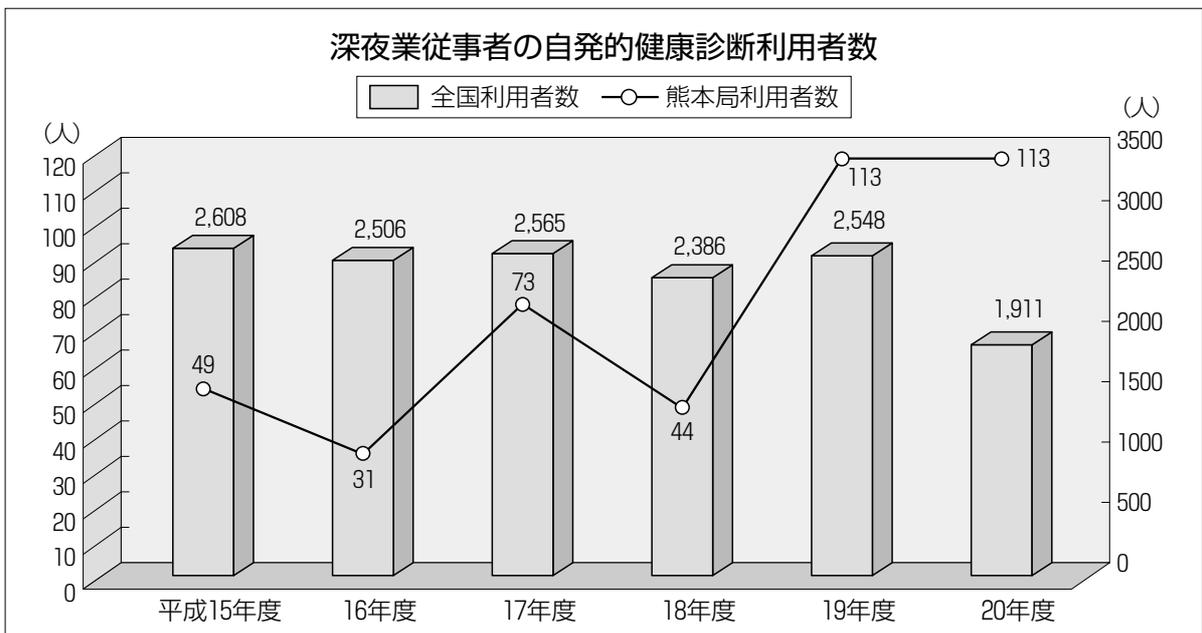


県内自殺者数資料：熊本県警察本部

資料④

深夜業従事者の自発的健康診断利用者数

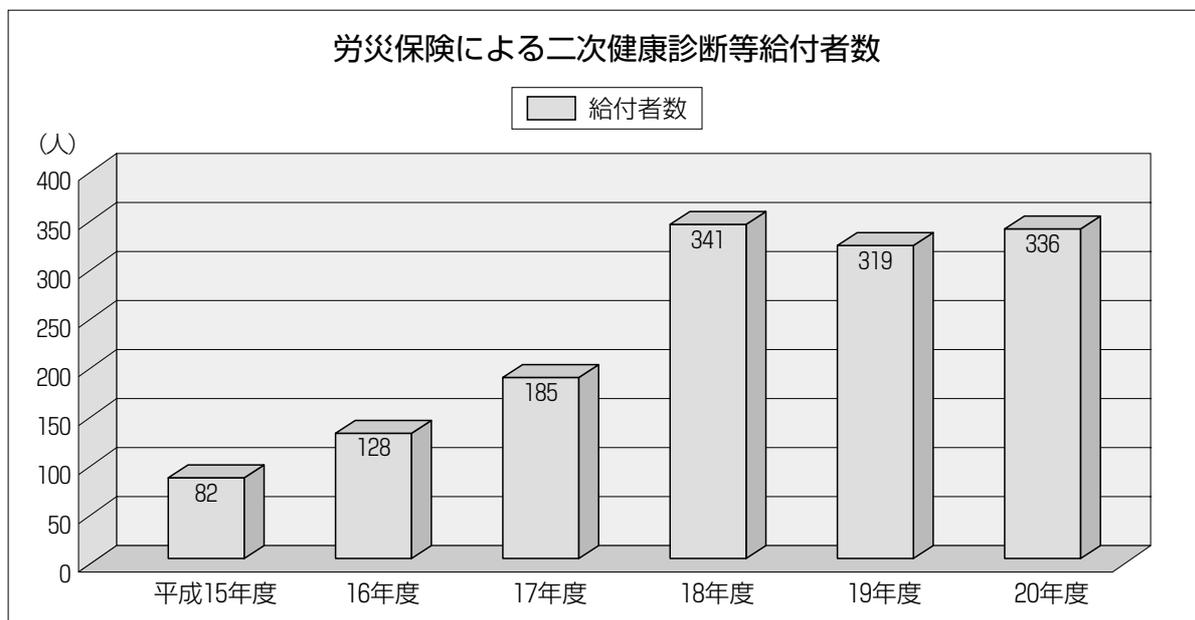
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
熊本局利用者数	49	31	73	44	113	113
全国利用者数	2,608	2,506	2,565	2,386	2,548	1,911



資料⑤

労災保険による二次健康診断等給付者数の推移

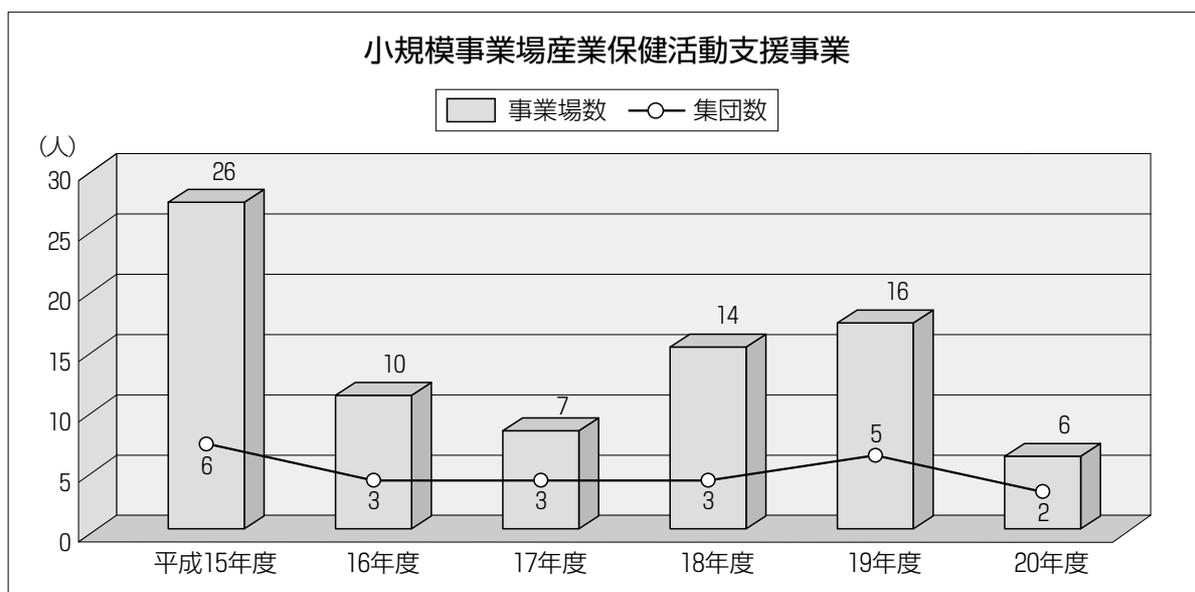
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
受診者数	82	128	185	341	319	336



資料⑥

小規模事業場産業保健活動支援事業（産業医共同選任事業）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
集団数	6	3	3	3	5	2
事業場数	26	10	7	14	16	6



資料⑦

地域産業保健センター

熊本地域産業保健センター	天草地域産業保健センター
〒860-0811 熊本市本荘5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内) TEL 096-366-2711 FAX 096-366-2750 または、●上益城郡地域 TEL 096-282-0461(上益城郡医師会) ●下益城郡地域 TEL 0964-32-0432(下益城郡医師会) ●宇土郡地域 TEL 0964-22-0620(宇土郡医師会) ●熊本市地域 TEL 096-366-2711(熊本市医師会)	〒863-0046 天草市亀場町大字食場1181-1 (天草地域健診センター内) TEL 0969-25-1236 FAX 0969-24-4126
八代水俣地域産業保健センター	菊池鹿本地域産業保健センター
〒866-0074 八代市平山新町字中道4453-2 (八代市医師会内) TEL 0965-39-9531 FAX 0965-34-7003 または、●八代郡地域 TEL 0965-52-2233(八代郡医師会) ●水俣市芦北郡地域 TEL 0966-63-4138(水俣市芦北郡医師会) ●八代市地域 TEL 0965-34-8850(八代市医師会)	〒861-1308 菊池市亘366 (菊池郡市医師会立病院内) TEL 0968-23-1210 FAX 0968-23-1211 または、●山鹿市鹿本郡地域 TEL 0968-44-2086(鹿本郡市医師会) ●菊池市菊池郡地域 TEL 0968-25-2181(菊池郡市医師会)
有明地域産業保健センター	阿蘇地域産業保健センター
〒865-0005 玉名市玉名2186 (玉名郡市医師会内) TEL 0968-72-3050 FAX 0968-72-1990 または、●玉名市玉名郡地域 TEL 0968-72-3050(玉名郡市医師会) ●荒尾市地域 TEL 0968-62-0072(荒尾市医師会)	〒869-2225 阿蘇市黒川1178 (阿蘇郡市医師会内) TEL 0967-34-1177 FAX 0967-34-1619
人吉球磨地域産業保健センター	
〒868-0037 人吉市南泉田町72-2 (人吉市医師会内) TEL 0966-22-3059 FAX 0966-22-3059 または、●人吉市地域 TEL 0966-22-3065(人吉市医師会) ●球磨郡地域 TEL 0966-42-4797(球磨郡医師会)	

資料⑧

労働者健康保持増進サービス機関 (THP)

機関の名称	所在地	電話番号
日本赤十字社 熊本健康管理センター	〒862-8528 熊本市長嶺南2-1-1	096-384-2111 FAX: 387-8278
(医) 室原会 菊南病院 (ASK)	〒861-5513 熊本市鶴羽田町685	096-344-1880 FAX: 343-8559
(財) 熊本県総合保健センター 総合保健センター	〒862-0901 熊本市東町4-11-2	096-365-8800 FAX: 368-6776
(医) 潤心会 熊本セントラル病院 健診センター	〒869-1235 菊池郡大津町大字室955	096-293-7939 FAX: 293-7939
(特医) 稲穂会 天草慈恵病院 健診センター	〒863-2502 天草郡苓北町上津深江278-10	0969-37-1730 FAX: 37-1536

資料⑨

作業環境測定機関

(平成21年8月1日現在)

測定機関名	所在地	電話番号 F A X	作業環境測定法施行規則別表各号の作業場				
			1号 (粉じん)	2号 (放射線)	3号 (特化物)	4号 (金属関係)	5号 (有機溶剤)
ニチゴー九州(株)	〒869-0451 宇土市北段原町230	0964-22-4790 0964-23-5566	○	△	○	○	○
(株) 同 仁 グロカール	〒861-2202 上益城郡益城町 田原2081-25	096-286-1311 096-286-1312	○	△	○	○	○
(株) 朝日環境分析 センター	〒866-8691 八代市新港町 2丁目2番8号	0965-37-1377 0965-37-3422	○	△	○	○	○
(株) 野田市電子 環境分析事業部	〒860-0823 熊本市世安町335	096-322-0167 096-352-6003	○	△	○	○	○
(株) 三計テクノス	〒862-0935 熊本市御領5丁目 6番53号	096-388-1222 096-388-7511	○	△	○	△	○

10 ご案内

ご案内①

熊本産業保健 こころの健康アドバイザー制度のお知らせ

“心の病”の相談 専門スタッフが無料で



熊本労働局は、労働者とその家族、経営者、労務担当者等の「心の病」の相談に専門スタッフが無料で応じる「熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度」を創設しています。

自殺防止を目的に熊本県医師会、熊本産業保健推進センター、熊本県精神科病院協会などが連携する全国初の取り組みです。

働きすぎによるうつ病は本人がなかなか気づかない場合が多いので家族が気づいたら一緒にこの制度を積極的に利用して下さい。

相談は下記の県内三十三医療機関で実施しています。

熊本地区

窪田病院
〒861-8038 熊本市長瀬東2丁目11の95
TEL.(096)380-2038
●月～金/9:00～16:00

ニキハーティーホスピタル
〒862-0920 熊本市月出4丁目6の100
TEL.(096)384-3111
●水/9:00～12:00

くまもと青明病院
〒862-0970 熊本市鹿島5丁目1の37
TEL.(096)366-2291
●月・金/14:00～17:00

桜が丘病院
〒860-0082 熊本市池田3丁目44の1
TEL.(096)352-6264
●土/9:00～12:00

城山病院
〒860-0063 熊本市上代9丁目2の20
TEL.(096)329-7878
●月・火・金・土/ 9:00～12:00
14:00～16:00

龍田病院
〒860-0862 熊本市黒髪6丁目12の51
TEL.(096)343-1463
●月・水・木・金/9:00～12:00、13:00～17:00
火・土/9:00～12:00

明生病院
〒860-0083 熊本市大窪2丁目6の20
TEL.(096)324-5211
●木/13:30～16:00

ピネル記念病院
〒862-0916 熊本市佐土原1丁目8の33
TEL.(096)365-1133
●月・土/10:00～12:00、14:00～16:00

日隈病院
〒860-0832 熊本市萩原町9の30
TEL.(096)378-3836
●月～金/9:00～11:00、14:00～16:00
土/9:00～11:00

森病院
〒861-4101 熊本市近見1丁目3の36
TEL.(096)354-0177
●月/13:30～17:00
水/ 9:00～17:00

よやすクリニック
〒860-0823 熊本市世安町231の9
TEL.(096)322-0353
●月～金/随時(要予約)

みとま神経内科クリニック
〒862-0972 熊本市新大江2丁目5の12
TEL.(096)372-3133
●月～土/8:45～17:30
(但し、水は午前のみ、土は15:30まで)

希望ヶ丘病院
〒861-3131 上益城郡御船町豊秋1540
TEL.(096)282-1045
●月～金/9:00～11:30、13:30～16:00

益城病院
〒861-2233 上益城郡益城町惣領1530
TEL.(096)286-3611
●火・木・金/13:00～16:00

松田病院
〒869-0542 宇城市松橋町豊崎1962の1
TEL.(0964)32-0666
●第1・第3水/13:30～15:30

くまもと心療病院
〒869-0416 宇土市松山町1901
TEL.(0964)22-1081
●水/13:30～16:00

八代・水俣地区

高田病院
〒866-0065 八代市豊原下町4001
TEL.(0965)33-1191
●月～金/随時(要予約)

八代更生病院
〒866-0043 八代市古城町1705
TEL.(0965)33-4205
●月/14:00～16:00

平成病院
〒866-0895 八代市大村町720の1
TEL.(0965)32-8171
●月～金/13:00～17:00

みずほ病院
〒867-0034 水俣市袋705の14
TEL.(0966)63-5196
●月～金/14:00～16:00

水俣病院
〒867-0008 水俣市浜4051
TEL.(0966)63-3148
●月～金/9:00～11:00

神経内科リハビリテーション協立クリニック
〒867-0045 水俣市桜井町2丁目2の28
TEL.(0966)63-6835
●火・木・金/14:00～17:00

玉名・荒尾地区

城ヶ崎病院
〒865-0041 玉名市伊倉北方265
TEL.(0968)73-3375
●木/17:00～18:00

有働病院
〒864-0002 荒尾市万田475の1
TEL.(0968)62-1138
●木/9:00～12:00、13:30～17:00

荒尾こころの郷病院
〒864-0041 荒尾市荒尾1992
TEL.(0968)62-0657
●月～土/8:30～16:00

人吉・球磨地区

吉田病院
〒868-0015 人吉市下城本町1501
TEL.(0966)22-4051
●第3金/13:00～16:00

天草地区

酒井病院
〒863-0006 天草市本町下河内964
TEL.(0969)22-4181
●水/9:00～12:00

菊池・鹿本地区

菊池有働病院
〒861-1304 菊池市深川433
TEL.(0968)25-3146
●第3月・第1日/14:00～16:00

菊陽病院
〒869-1102 菊池郡菊陽町原水字下中野5587
TEL.(096)232-3171
●月～金/9:00～12:00

中山記念病院
〒861-1102 合志市須屋702
TEL.(096)343-2617
●月～土/9:00～12:00

向陽台病院
〒861-0142 鹿本郡植木町鎧田1025
TEL.(096)272-5250
●木/14:30～16:00

山鹿回生病院
〒861-0533 山鹿市古閑1500の1
TEL.(0968)44-2211
●月・金/13:00～17:00

阿蘇地区

阿蘇やまなみ病院
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地115の1
TEL.(0967)22-0525
●月～水/9:00～11:00
木・金/9:00～11:00、13:00～15:30

石綿障害予防規則等の一部を改正する 省令等の施行等について

[改正の趣旨]

「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会」における検討の結果を踏まえ、石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）及び石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成17年厚生労働省告示第132号。以下「規程」という。）について所要の改正が行われた。

[改正省令関係]

(1) 石綿則の一部改正（改正省令第1条関係）

ア 事前調査の結果の掲示（石綿則第3条関係）

石綿則第3条第1項各号に掲げる作業を行う作業場には、石綿則第3条第1項及び同条第2項の規定により行った当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査を終了した年月日並びに当該調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければならないこととされた。

イ 隔離の措置を講ずべき作業の範囲の拡大等（石綿則第6条及び第7条関係）

石綿則第5条第1項第1号に規定する保温材、耐火被覆材等（以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。）の除去の作業であって、石綿則第13条第1項第1号の石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業が伴うものを、吹き付けられた石綿等の除去の作業と同様に隔離の措置を講じなければならない作業とされた。

ウ 隔離の措置と併せて講ずべき措置（石綿則第6条関係）

隔離の措置を講じた際には、隔離された作業場所の排気に集じん・排気装置を使用すること、当該作業場所を負圧に保つこと、当該作業場所の出入口に前室を設置することを義務付けることとされた。また、これらと同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでないものとされた。

エ 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置（石綿則第6条関係）

隔離の措置を講じた際には、あらかじめ、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離された作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離の措置を解いてはならないこととされた。

オ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用（石綿則第14条関係）

隔離された作業場所において、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させる場合に使用させる呼吸用保護具を、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限ることとされた。

カ 船舶の解体等の作業に係る措置について（石綿則第3条、第4条、第8条、第9条、

第14条及び第27条関係)

建築物又は工作物の解体等の作業に係る規定のうち、石綿則第3条（事前調査）、第4条（作業計画）、第8条（石綿等の使用の状況の通知）、第9条（建築物の解体工事等の条件）、第13条（石綿等の切断等の作業に係る措置）、第14条（呼吸用保護具の使用）及び第27条（特別の教育）について、船舶（鋼製の船舶に限る。以下2の（1）のイ及び第3の1の（1）のイを除き同じ。）の解体等の作業についても適用することとされた。

[改正告示関係]

（1） 規程の一部改正

- ア 石綿の有害性の科目について、その範囲に「喫煙の影響」が追加された。
- イ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置の科目について、その範囲に「船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業の方法」が追加された。
- ウ 保護具の使用法の科目について、教育を行うべき最低限の時間が1時間に改正された。

熊本産業保健推進センターのご案内

会社の衛生管理の担当者を選任されたが、衛生管理活動をどう進めたらいいのかわからない。社員がうつ病ではないかと思うが、会社としてどう対応したらいいのかわからない、などといったことでお悩みではありませんか。

当センターはそのような産業保健スタッフの方のお手伝いをします。

主なサービスメニュー

ご利用は原則として無料です。

1	窓口相談等	メンタルヘルスや健康管理など産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口・電話・メール等で、または現場にお伺いして、ご相談に応じ解決方法を助言します。
2	研修の開催	職場の健康管理やメンタルヘルスなど、どなたでも参加いただける産業保健に関する研修を年間60回程度実施しております。
3	ビデオ等の貸出	産業保健・災害防止等に関するビデオ・図書や、粉じん計や照度計など作業環境測定機器の貸出しを行います。また、プロジェクター等の教育用機材の貸出しを行います。
4	講師派遣・紹介	企業・団体等が実施する研修に、講師を派遣・紹介を行います。
5	情報の提供	ホームページやメールマガジン等で産業保健に関する最新情報を提供します。
6	助成金の支給	①産業医の選任義務がない労働者50人未満の事業場が、他の事業場と共同して産業医を選任して産業保健活動を実施する場合、助成金が支給されます。 ②深夜業に従事する労働者の方が、自発的に健康診断や人間ドックを受けたとき、費用の一部が助成されます。

ホームページのご案内

ビデオ・図書・作業環境測定用機器等のリストの閲覧や貸出の申し込み、メール相談や研修会の申し込みもホームページで行えます。ぜひ一度アクセスしていただき、ご活用ください。

熊本産業保健推進センターホームページアドレス
URL <http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

深夜も頑張る
あなたが、
明日も元気で
いられるように。

人間ドックにも
ご利用できます



ご存知ですか？健康診断費の $\frac{3}{4}$ が、助成されます

仕事が一生懸命がんばれるのは、元気な身体があっこそ。深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方もふくまれます。

1 常時使用される労働者

2 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用（消費税も含む）の $\frac{3}{4}$ に相当する額

上限7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

「メンタルヘルス対策支援センター」の利用案内

従業員の心の健康対策への取組方法がわからないという事業場の皆様へ
私たちは、メンタルヘルス対策に取り組もうとする事業場を支援します。（厚生労働省委託事業）

【業務案内】

対面、電話、FAX、メールによりメンタルヘルス不調の予防から職場復帰までのメンタルヘルス対策全般について相談、問い合わせに応じます。

また、事業場を訪問してメンタルヘルス対策の導入や実施について専門家がアドバイスします。

たとえば、事業場にはこんな内容について助言いたします。

- ◎心の健康づくり計画はどのようにすればよいのか。
- ◎職場復帰支援プログラムはどのようにすればよいのか。
- ◎社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりについてどのようにすればよいのか。
- ◎メンタルヘルスについて従業員に理解してもらうためにはどうしたらよいのか。
- ◎社内スタッフや従業員への教育・研修はどうしたらよいのか。

提供するサービスは全て無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

労働者からの一時的な相談にも応じます。

（ただし、医療機関ではありませんので、診療等は行えません。必要によって医療機関等適切な機関を紹介いたします。）

独立行政法人 労働者健康福祉機構

メンタルヘルス対策支援センター（熊本産業保健推進センター内）

住 所 熊本市花畑町1-7MY熊本ビル8F
 窓口開設時間 13時～17時
 電 話 096-359-9570
 F A X 096-359-9571
 メ ー ル mental-shien43@kumamoto-sanpo.jp
 ホームページ <http://www.kumamoto-sanpo.jp/shien/index.html>

申込先 メンタルヘルス対策支援センター 電話 096-359-9570 FAX 096-359-9571

申 込 書

事業場名			所在地	〒		
代表者氏名						
電 話		担当者氏名		従業員数	人	業種
F A X						
訪問希望日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	日程調整後、訪問日時についてこちらからご連絡します。			
助言希望事項	<input type="checkbox"/> ①衛生委員会等での調査審議の徹底		<input type="checkbox"/> ②事業場における実態の把握		<input type="checkbox"/> ③「心の健康づくり計画」の策定	
	<input type="checkbox"/> ④事業場内の体制の整備		<input type="checkbox"/> ⑤教育研修の実施		<input type="checkbox"/> ⑥職場環境の把握と改善	
	<input type="checkbox"/> ⑦メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応		<input type="checkbox"/> ⑧職場復帰支援		<input type="checkbox"/> ⑨その他	

※この申込書にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。ご記入いただいた個人情報につきましては、当センターが責任をもって管理いたします。

県内メンタルヘルス相談機関一覧

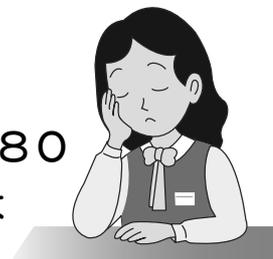
こころが疲れたとき、気になる症状が続くときは、風邪などと同様に気軽に相談にのってもらえる所が欲しいものです。県内で下記の各機関が相談の窓口を開いていますので、気軽にご利用してはいかがでしょうか。

- 熊本こころの電話 096(356)0110
- 熊本いのちの電話 096(353)4343
- 熊本県精神保健福祉センター 096(356)2629
- 地域における相談窓口

熊本県宇城保健所	0964(32)1147	熊本県有明保健所	0968(72)2184
山鹿保健所	0968(44)4121	菊池保健所	0968(25)4155
阿蘇保健所	0967(32)0535	御船保健所	096(282)0016
八代保健所	0965(32)6121	水俣保健所	0966(63)4104
人吉保健所	0966(22)3107	天草保健所	0969(23)0172
熊本市中央保健福祉センター	096(364)3113	熊本市西保健福祉センター	096(354)1201
東保健福祉センター	096(365)3000	北保健福祉センター	096(345)2175
南保健福祉センター	096(355)4111		

職場におけるこころの悩み相談

- 熊本産業保健推進センター 096(353)5480
- 労働者50人未満で産業医の選任義務のない事業場は次の機関もご利用ください。
(地域産業保健センター)



熊本	096(366)2711	八代・水俣	0965(39)9531
有明	0968(72)3050	人吉・球磨	0966(22)3059
天草	0969(25)1236	菊池・鹿本	0968(23)1210
阿蘇	0967(34)1177		

お問い合わせは

メンタルヘルス対策支援センター



独立行政法人 労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畑町1番7号 MY熊本ビル8階

TEL 096-353-5480 FAX 096-359-6506

e-mail sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp

熊本労働局 労働基準部 安全衛生課

〒860-0008 熊本市二の丸1番2号

☎096-355-3186 ホームページ <http://www.kplb.go.jp/>

労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畑町1番7号 MYビル8階

☎096-353-5480 ホームページ <http://www.kumamoto-sanpo.jp/>